

前回の策定委員会の指摘事項の修正(第1章から第4章)

第1章

- ・「②文化財の所有者などの連携の推進」という表現の、主語がわかりにくい。本文についても誰が誰との連携および推進を図ろうとしているのか、明確にすること。
→文中に出てくる「文化財主体者」を「文化財の所有者やその保存・継承者」と改めた(5頁)。
- ・第1章の「期待される効果」は、全体として文章が分かりにくいので、率直な表現に変え、第6章に組み込む。期待される効果がある部分には、現状と課題の趣旨を目的の前に移して、続けて目的を記述し、目的の後に草津市歴史文化基本構想の行政的な位置付けに続ける、という構成で検討する事。
→修正を行った(4～6・60・61頁)。
- ・委員会での議論を踏まえて、「現状と課題」に情報発信の課題についても意識的に述べた上で、それを受けた活動や施設の整備についての記述を全体の方向性として示す。
→現状と課題、および第5章・第6章についても、情報発信について意識的に記述した(5・49～55・60頁)。

第2章

- ・「本市は琵琶湖の南辺に位置し」という記述は正確でないので、「南辺」ではなく「東南」の方がよいかと思われる。
→修正を行った(11頁)。
- ・第2章の水系の項目の冒頭で、琵琶湖の湖岸に接していることを述べて、その水面の変化によって災害を受けたこともあると記しておいて、天井川が発達している話に続けて「なお、明治18年～」の水害についての記述を移動させる。
→修正を行った(12頁)。
- ・第2章歴史の変遷の1項目目を「古代以前」ではなく「先史・古代」と変更して、「中世」の1段落目を古代として移動させる。「中世」の第2段落の冒頭の「また、律令制下で、組織的な道路体系の整備が進むと、」を削除して、「東山道が通過する草津は～」から始める。「近代以後」の最後の部分を、現代の生活・暮らしにつなげる。
→修正を行った(17～20頁)。

第4章

- ・草津市の歴史的建造物の特徴は宮座制度とその拠点となる神社建築である。先日神像などの指定もあったので、仏像に対比して神像など、具体的なものを入れてはどうか。また、漁業や農業、民具についても検討してほしい。
→記述を追加した(29・30頁)。
- ・ゾーンという言葉は不適切。市域全体に関連文化財がテーマごとに広がり、テーマとゾーンの持つ範囲がイコールであるなら、テーマとするべき。しいて言うならば、レイヤーとでもいうべきか。
→ゾーンという言葉は削除し、テーマとして統一し整理した(第4章全体)。
- ・関連文化財群とテーマの表は、左右逆の方が良いと思われる。
→修正を行った(27頁)。